令和２年４月 27 日

保護者の皆様へ

水戸市教育委員会教育長

学校の臨時休業延長に伴う開放学級の対応等について

日ごろから，本市の教育行政に御理解と御協力をいただき，厚くお礼申し上げます。

さて，本市においては，県から，全ての小中学校等を５月 31 日（日）まで臨時休業とするよう要請があったこと等を踏まえ，臨時休業期間を５月 31 日（日）まで延長することといたしました。

開放学級は，共働き家庭など留守家庭の子どもを対象としていることから開所しておりますが，臨時休業期間の対応につきましては，下記のとおりといたしますので，御確認をお願いいたします。

記

１　日　時　　５月７日（木）以降の臨時休業期間中の平日（学習状況等確認日を除く。）

午前８時から午後１時３０分までは学校での預かり，午後１時３０分からは開放学級での対応といたします。（４月 30 日（木），５月１日（金）は午前８時から開放学級を開所します。閉所時刻についてはこれまでどおりです。）

学習状況等確認日（５月１２日（火），１９日（火），２６日（火））については午前１１時３０分から開放学級を開所します。

２　開放学級利用者の学校での預かりについて

開放学級の利用者で，開所前の時間（午前８時から午後１時３０分）の預かりを希望される方

（１）児童の安全確保のため，必ず保護者の方が送迎のうえで，下大野小学校の職員室前で児童の引き渡しをお願いいたします。

（２）弁当，上履き，水筒，ハンカチ，ティッシュ，学習用具等を持参ください。

マスクは，必ず着用してください。

※　預かり利用票を毎日書いてもらいます。

３　開放学級での預かりについて

（１）昼食後，午後１時３０分からは開放学級に移動しますので，午後１時３０分以降のお迎えは開放学級までお願いします。

４　児童の利用についてのお願い

（１）家庭で過ごすことができる場合は，利用を自粛していただきますよう，御協力をお願いいたします。

（２）毎朝，利用前の児童の体温測定をお願いいたします。児童本人を含め，同居の家族に発熱（おおむね 37.5℃以上）や呼吸器症状により感染が疑われる方がいる場合は，利用をひかえてください。

＜裏面に続く＞

５　利用区分の変更及び保護者負担金について

（１）利用区分を変更する場合

利用区分の変更については，４月 30 日（木）までに開放学級に変更等届を提出いただくこととしておりましたが，提出期限を５月 19 日（火）まで延長して対応いたします。

５月の利用区分を休止又は中止と変更された方で，５月中に１日も開放学級を利用されない方については，保護者負担金はいただきません。

（２）臨時休業期間の利用を自粛する場合

５月の臨時休業期間について，10 日以上開放学級の利用を自粛された場合は，保護者負担金の額の１／２を減額します。

当該期間中の利用を自粛される方は，減免申請書を各開放学級に，５月 19 日（火）までに提出してください。日割りの減額はできませんので，あらかじめ御了承ください。

例）平日のみ利用　　4,000 円→2,000 円
　　土曜日も含めて利用　5,600 円→2,800 円

なお，減額につきましては，６月１日以降に利用状況を確認させていただいたのち，対象となる方には，後日，減免決定通知書を発行させていただきます。一度，５月分の保護者負担金をお支払いいただいた上で，６月以降に減額分を還付させていただきます。

また，４月分の減額につきましても，５月１日以降に利用状況を確認させていただいたのち，５月以降に減額分を還付させていただきます。

手続きの都合上，御迷惑をおかけして申し訳ございませんが，御了承くださいますようお願いいたします。

６　お問い合わせ先

水戸市教育委員会事務局教育部放課後児童課
電話　029－303－6771

※ 開放学級の利用登録をしていない方で，保護者の就労等の理由により学校での児童の預かりを希望される方については，各学校に御相談ください。